

熊本博物館条例の一部改正について

熊本博物館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本博物館条例の一部を改正する条例

熊本博物館条例（昭和28年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「熊本博物館」の次に「（以下「博物館」という。）」を加え、同条第2項を削る。

第3条を削る。

第2条第1項中「熊本博物館本館」を「博物館」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「及びプラネタリウム観覧料」を「、プラネタリウム観覧料及び特別展観覧料」に改め、同項ただし書中「熊本博物館本館」を「博物館」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「教育委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加え、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 入場者で特別展を観覧するものは、別表第2に定める特別展観覧料を前納しなければならない。

第2条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（位置）

第2条 博物館の位置は、熊本市中央区古京町3番2号とする。

第5条中「教育委員会」を「委員会」に改め、同条を第6条とする。

第4条第2項中「教育委員会」を「委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

4 協議会の委員は、再任されることができる。

第4条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(損害賠償)

第4条 入場者は、博物館の施設、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

区分	単位	一般	大学生・高校生	中学生以下
入場料	1人1回につき	400円	300円	200円
	30人以上の団体 1人1回につき	320円	240円	160円
	年間入場券の発行 を受ける者1人1 年間につき	1,000円	750円	500円
プラネタリ	1人1回につき	200円	150円	100円
ウム観覧料	30人以上の団体 1人1回につき	160円	120円	80円

備考

- 1 「一般」とは、大学生・高校生及び中学生以下に該当しない者をいう。
- 2 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生以下」とは、中学校の生徒及び小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 4 中学生以下で本市内の学校に通学する者及び小学校就学の始期に達するまでの者に係る入場料は、無料とする。
- 5 年間入場券の有効期間は、購入日から1年間とする。
- 6 中学生以下で本市内の学校に通学する者が教育課程に基づく学習活動としてプラネタリウムを観覧する場合におけるプラネタリウム観覧料は、無料とする。

別表第2（第3条関係）

区分	単位	金額
特別展観覧料	1人1回につき	2,000円を超えない範囲内において委員会 が定める額

別表第3を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本博物館の分館を廃止するとともに、入場料の変更等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。